

空き家所有者等の方へ（空き家バンクへ物件の登録を希望される方） 「福岡市空き家バンク」による物件の媒介の流れ

1 空き家物件の登録申請

○ 下記の書類を揃え、提出します。

【提出書類】

- ① 登録物件申請書兼同意書（様式第10号）
- ② 登記事項証明書の写し
- ③ 固定資産税公課証明書の写し又は
固定資産税公課証明書に準ずるものの写し
- ④ 現況を確認できる写真

制度概要及び様式は市HPから!!



2 媒介事業者の紹介

○ 空き家バンクで、空き家の媒介を行う事業者として市に登録を行った宅建業者の中から市が紹介します。



3 媒介事業者と媒介契約の締結

○ 媒介事業者からの説明に納得いただいた場合には、媒介契約を締結します。

※売買等の契約成立後、法定の範囲内の手数料等がかかります。

詳細については、媒介契約時にお尋ねください。



4 物件の登録（掲載）・情報発信

○ 媒介事業者と媒介契約を締結後、事業者の所属する協会の福岡県空き家バンクに物件情報が掲載されます。



5 売買・賃貸借契約の締結

○ 空き家物件購入又は賃借希望者と、空き家所有者等との間で売買・賃貸借契約を締結します。

■ 問い合わせ・申請窓口・郵送先 ■

福岡市役所 住宅計画課 住宅計画係

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1（市役所本庁舎3階）

TEL：092-711-4598 FAX：092-733-5589

福岡市 空き家バンク

検索